

第 53 号

熊本県病院及び診療所の人員、施設等の基準に関する条例の一部を改正する条例の  
制定について

熊本県病院及び診療所の人員、施設等の基準に関する条例の一部を改正する条例を次の  
ように制定することとする。

令和6年2月9日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県病院及び診療所の人員、施設等の基準に関する条例の一部を改正する条例  
熊本県病院及び診療所の人員、施設等の基準に関する条例（平成24年熊本県条例第5  
3号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項第4号中「栄養士」を「栄養士又は管理栄養士」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（提案理由）

医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）の一部改正に伴い、関係規定を整理す  
る必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。